No.	対象	ヒアリング項目	回答	所 管
1	施策23 地域ぐるみの防災 対策づくり	ここに表されている成果指標等だけでは、施策評価の 及び がどうしてこのように評価されるのか分からな い。各団体や商店街との連携など、防災対策について、 計画事業だけでな〈、経常事業も含めて、全体像の説明 を求める。	地域ぐるみの防災体制づくりのためには、「自助・共助・ 公助」の視点をもって進めていく必要があります。今回の 成果指標では公助の部分が多く、各団体や商店街等と の連携など共助及び協働の部分が少なくなっています が、経常事業の地域防災コミュニティの育成や防災思想 の普及などを通じて、区の防災施策の理解を深めていく ことでお互いの役割を認識し、効果的な協働を図ること ができると考えます。	危機管理課
2	施策23 地域ぐるみの防災 対策づくり 事業90 防災ボランティアの 育成	防災サポーターが防災士資格を取得するなどしている とのことだが、地域における役割や消防団等とどのように 連携し、機能しているのか、説明を求める。	防災サポーターは、平時においては地域の防災活動を 推進し、災害時においては区の避難所で支援活動を行う ことを目的として設置しています。今年度、実施している 落二地区協働復興模擬訓練の中でも地域の代表として 地域住民をリードし、訓練の成果を上げています。消防 団等との関係については、消防団は災害時は消防署の 指揮下に入り、消防活動を行うため、避難所の支援を行 う防災サポーターとは活動の範囲が異なります。平時に おいては各特出管内で行われる地域防災協議会に防災 サポーター、消防団も出席しており、地域防災での連携 を図っています。	危機管理課

No.	対象	ヒアリング項目	回答	所 管
3	施策29 清潔で美しいまち づくり	みんなで協働してまちをきれいにしようとする視点が必 要だと考えるが、区・区民・事業者がそれぞれどのように 関わるのかについて説明を求める。	<区の役割> まち美化について総合的な施策を推進する。 ポスター掲出やキャンペーンを実施し、区民や事業 者、来街者の美化意識を啓発する。 ごみゼロデー(春・秋)や年末クリーン大作戦等を実施 し、まちを美化清掃するとともに、広く参加者を募集し、ま ち美化の輪を広げる。 美化推進重点地区(新宿駅周辺、高田馬場駅周辺)に ついて区民や事業者と協働で散乱防止計画を策定し、美 化意識の啓発及び清掃活動を実施する。 新宿区も歌舞伎町で活動している一事業者として歌舞 伎町でクリーン作戦(啓発と清掃)を毎週実施する。 東京都や区内団体の主催する美化活動を支援すると ともに活動に参加する。 < 区民の役割> ポイ捨てなどゴミを散乱する行為をしない。 地域の美化清掃活動を定期的に行い、自分たちのま ちは自分たちできれいにする。 ポイ捨て防止キャンペーンやまち美化活動に積極的に 参加する。	生活環境課

No.	対象	ヒアリング項目	回答	所 管
	施策29 清潔で美しいまち づくり	美化キャンペーンなどの啓発活動の結果をどのように フォローしているのか。	区では区民、団体及び事業者の参加を得て美化重点 地区での美化キャンペーンや春と秋のごみゼロデー、年 末クリーン大作戦を展開し、その参加者数は徐々に増加 しています。 これらの美化キャンペーン活動は新宿駅、高田馬場駅 や各特別出張所を拠点として展開していますが、これら の活動状況をまとめ、区のホームページ上で公表してい ます。 これからも参加いただいた団体や事業者の美化清掃活 動を周知する機会を増やすことで事業者のまち美化清掃 活動を推進して参りたいと考えています。	
	施策29 清潔で美しいまち づくり	現在ある表彰制度等を活用して、事業者のPRやイメー ジアップといったプラスになるような仕組みをつくり、清掃 を推奨することも考えられるが、そうした意欲をかきたて るような仕組みの検討はなされているか。	現時点では直接的な表彰は考えていませんが、美化活動に参加した団体や事業者についてホームページ上で 公表することにより、その団体や事業者が社会的貢献を していることを広く周知し、他の団体や事業者が積極的 に参加する意欲をかきたてています。今後も機会があれ ばホームページによる紹介するなど強化していきたいと 考えています。	生活環境課

No.	対象	ヒアリング項目	回答	所 管
6	施策29 清潔で美しいまち づくり 事業121 路上喫煙対策の推 進	路上喫煙禁止のパトロールと放置自転車に対する声掛	「路上喫煙禁止パトロール員」は、基本的には人通りの 多い新宿駅及び高田馬場駅周辺に配置し、現に路上喫 煙している人への注意の他、禁止趣旨の説明、喫煙ス ポットの案内、整理、店頭等私有地内設置灰皿の発見 及び撤去依頼など幅広い仕事を担当しています。また、 担当業務実施にあたり、注意や声かけをした際に罵声を 浴びたり、逆に喫煙者の見落としについては、区民など からの不満や苦情を訴えられることがあります。このよう な場面では、条例や制度など正確に説明し、対応するこ とが求められています。一方、自転車の整理要員の役割 は駐輪場内の整理・誘導及び区内各駅周辺などでの放 置自転車の発見・違反シールの貼付、放置防止の声か けなどが職務となっています。したがいまして、路上喫煙 禁止パトロール員の職務に、さらに、放置自転車に関す るする仕事を加えることは、路上喫煙対策をより一層推 進していくうえで困難であると考えています。	生活環境課

No.	対象	ヒアリング項目	回答	所 管
7	施策29 清潔で美しいまち づくり 事業123 新たな景観まちづく りの推進	景観行政団体について説明を求める。 特に地区協議会 との議論を中心に説明を求める。	景観行政団体とは、景観法を運用することができる自 治体です。この団体になることによって、景観計画を策定 し、建築・開発などにおける一定行為の制限、景観上重 要な建造物や樹木等の指定など、景観法に基づく施策を 実施する主体として、きめ細かな景観まちづくりを推進す ることが可能となります。 新宿区は本年7月にこの景観行政団体となりました。こ れまでの実績も踏まえ、法に基づく区独自の新たな景観 計画の策定に取り組んでいます。この計画は新宿区総合 計画の個別計画であり、現在とりまとめている景観計画 (素案)は地区協議会より提出された意見を踏まえ作成し ました。本年9月にはパブリック・コメントを実施し、実施 期間中には特別出張所ごとに説明会を開催する予定で す。	画課

No.	対象	ヒアリング項目	回答	所 管
8	施策32 商店街の活性化 施策33 魅力ある買物空間 づくり		区は、商店街の活性化に向けた取り組みを支援するこ とで、商店会の組織力の強化を図り、商店街の持つ「地 域のやすらぎとにぎわいを生み出す場」としての機能を 高め、区民にとって居心地のよい、快適なまちづくりをめ ざします。 また、ご指摘のありました消費者(=区民)の視点による 評価については、今年度は、商店会に消費者アンケート の実施を依頼する予定です。 区の支援事業を実施している商店会の中から、協力い ただける商店会をモデル商店会として数箇所選び、商店 会サポーターがアンケートの設問や回収方法をアドバイ スしながら、商店街に必要な業種(店)や施設、商店街に やってほしいこと・やってほしくないこと、また、イベント事 業の効果などを検証していきます。 次年度以降については、他の商店会に対しても、支援 事業説明会等において、消費者アンケートの実施をお願 いしていく予定です。	産業振興課

No.	対	象	ヒアリング項目	回答	所 管
9	施策32 商店街の 施策33 転力ある ゴくり	冒物穴間	商店会間のばらつきはどのようになっているか。 たとえば、事業127では、「商店会が自主的に取り組む 調査・研究等の事業に対してその経費の一部を助成」と しているが、自主的に取り組めない状況にある商店会へ の支援について、どう考えているか。	新宿区内の商店会を、時代リード型商店街・中間型商 店街・生活拠点型商店街の3つのタイプに分けてとらえて います。時代リード型商店街とは、新宿駅周辺の巨大繁 華街。中間型商店街とは四谷・大久保・高田馬場・早稲 田・神楽坂など、周辺の住宅地と区外からの顧客層が混 在している商店街。生活拠点型商店街とは、住宅地に近 い生活密着型の商店街のことで、主に支援を必要として いる商店街がこのタイプです。 支援を必要としている商店会へは、専門の知識を持っ た商店会サポーターがおもむき、商店会の方たちと一緒 に考えながら、その商店会に合った方法で事業に取り組 めるよう助言等を行っています。 こうした商店会サポーターの活動により、平成20年度 は、これまで事業に取り組んでこなかった生活拠点型商 店街の3つの商店会が、商店街マップやホームページの 作成に取り組んでいます。	産業振興課
10	施策32 施店街の 施 新 33 施 魅力ある 町 づくり		防災・防犯の視点から見た商店街のありかたについて どのような見解を持っているか説明を求める	商店街は、商店主による子どもたちへの声かけ運動 や、地域の見回り活動をはじめ、「ピーポ110番のいえ」に 協力しており、地域の安全安心を守る重要な役割を担っ ています。また、お客様との会話等を通して日ごろから地 域コミュニティを支えている商店街は、近隣住民と協力し ながら防災・防犯活動の一翼を担う役割も果たしていま す。 施設面では、商店街が街路灯の整備や防犯カメラの設 置などを行うことで、地域住民や来街者が夜間でも安心 して街を歩くことができます。 これらのことから、区は、商店街が防災・防犯の視点か らも地域コミュニティの核になると考えています。	産業振興課

No.	対象	ヒアリング項目	回答	所 管
11	施策32 商店街の活性化 施策33 魅力ある買物空間 づくり		区では、平成19年度から、新宿区商店会連合会と連携 し、商店会加入促進活動を行っています。 具体的には、商店会加入促進チラシを作成したほか、 昨年11月には区長が新宿区商店会連合会会長ととも に、(社)日本フランチャイズチェーン協会などを訪問し、 加入促進について協力を依頼しております。 また、各商店会役員による未加入店舗への加入促進活 動に、商店会サポーターが同行し、未加入店に商店会の 規約や商店会加入促進チラシを持って出向き、商店会活 動についての理解を求め、加入のお願いをしています。 一方、新宿区商店会連合会では、昨年度から商店会加 入強化月間を設け、積極的に加入促進活動を進めてい ます。 今年度は、「商店会加入促進マニュアル」を作成し、加 入促進キャンペーンとして、8月末に講演会とマニュアル 説明会を開催し、その後引き続き、加入促進強化活動を 行っていく予定です。 これらの新宿区商店会連合会の取り組みについても、 区は積極的に協力をしています。	産業振興課
1.7	施策34 消費者の自立支援	評価をするうえで事業の全体像を把握するため、関係 する経常事業についても説明を求める。	消費生活センターの事業実績をまとめた事業概要であ る「平成20年度版新宿区の消費者行政」により、消費者 の自立支援に係わるすべての事業について説明します。	産業振興課